

○昭和38年発行英貨公債の取扱手数料について

(昭和38年8月1日 蔵理第5925号)
 (大蔵省理財局長から 日本銀行総
 裁あて)

国債整理基金特別会計法（明治39年法律第6号）及び明治32年発行の英貨公債を償還する等のため発行する外貨公債に関する特別措置法（昭和38年法律第130号）に基づき発行する「昭和38年発行英貨公債」については、別に定める場合を除き、その取扱手数料の料率及び支給の時期を別表のとおり定め貴行に支給することとしたから、御了知願いたい。

なお、上記以外の公告費用その他の実費は、貴行の請求に基づき支給する。

別表

昭和38年発行英貨公債手数料の料率及び支給時期

	料	率	支給時期
利子支払手数料	利子支払資金預託額の	$\frac{1}{4}\%$	資金預託と同時
減債基金による元本償還手数料			
抽せんの場合	当せん証券額面金額の	$\frac{1}{4}\%$	当せん番号報告書受領後
買入消却の場合	買入額面金額の	$\frac{1}{4}\%$	請求書受領後
減債基金以外による元本手数料			
任意買入消却の場合	買入額面金額の	$\frac{1}{4}\%$	請求書受領後
満期又は繰上償還の場合	償還資金預託額の	$\frac{1}{4}\%$	資金預託と同時
証券を消却のため減債基金に引き渡す場合の手数料	引き渡した証券額面金額の	$\frac{1}{50}\%$	請求書受領後